~名実ともに 文教のまち 西原 を目指して!~

「第8回 西原町教育の日」

教育に対する意識と関心を一層高め、「文教のまち西原」の充実を図る「第8回西原町教育の日」が、2月1日に開催されました。午 前の部では町内の各幼稚園・小中学校で授業参観が実施され、日ごろの授業内容などが公開されました。

午後に西原東中学校で開催された全体会では、多くの町民や教職員、関係者などが参加しました。

教育実践の発表では、西原中、西原東中と坂田小PTAが登壇しました。

西原中は、確かな学力の定着を目指したさまざまな学習方法を発表。生徒の生活状況の調査なども実 施し、その結果を報告しました。西原東中は、チャレンジノート(家庭学習帳)を活用した家庭学習や、 各教科における学力向上の取り組みを紹介しました。

坂田小PTAは、PTA広報誌の製作について紹介。会議の開催を最小限にして、メールで連絡や原 稿作りに取り組み、「小さなことでも何かできる人を募り、できることをできる範囲で取り組んだ」と、 活動の中で工夫した点を発表しました。

また、琉球大学教育センター准教授の西本裕輝氏を講師に招き、「どうする『最下位』沖縄の学力」と題した 講演会が行われました。西本氏は全国学力調査などの調査結果をもとに、沖縄県と西原町のデータを示しなが ら学力の現状などを説明しました。

西本氏は「沖縄の学力の順位は、危機的な状態」と警告を鳴らし、「早寝早起きや朝ご飯を食べているかなど、 規則正しい生活ができているかが学力に影響を及ぼしているのは明白」と説明。「子どもたちの生活環境は、保 護者の関わりに左右される。すなわち、子どもの学力低下は保護者の責任によるところが大きい」と、沖縄の 学力低下の原因を言及しました。基本的な生活習慣の改善が必要と指摘し、「夜遅い外食や夜更かしはもちろ ん、登下校の送迎や部活動のあり方などを見直し、子どもたちの生活改善を目指そう」と提言しました。



講演した西本裕輝氏

中紫瀬*福*上᠈喜*仲紫大紫大紫中紫仲紫具〈喜*川於喜*仲紫嘉が城が島* **善** : 世* 江*屋* 宗*志·屋* **活** 実践賞 聖ti 健け 紀の早さ周で志し怜れ 南京絢を美み未み 菜☆会 魁が太た音な躍る花が佳が光が空き華が希き留と音が奈な蓮が美み菜な羽う結り 一些亮。靖子子:子:美子子:子:子:子:子:成為 者 (西原小学校) (西原東小学校) (西原東小学校) (西原東小学校) (坂田小学校) (西原小学校) (西原東小学校) (西原東小学校) (西原東小学校) (西原東小学校) (西原東小学校) (西原南小学校) **覧**育 西(大意大意大意写《金》种《大意)
原 団 宜 『 宜 『 個 町 体 城 』 見 ふ 城 』 城 遠 見 ふ 城 遠 城 遠 城 遠 城 遠 近 本 の 高た(町 原味)子 青少年育成功労者 城る 善行青少年 部 - 間* ーツ活動優良 信炎幸曾昌弘かか夕た貞美部 彩がも 予校 学校の記 千ちも 亜ぁ 化部 幸き夢ぬ生。 優勢大統化。映之校 夏なっ 可於会 歌が育音な 剛を博覧情覧治は恵え力か彦を 西西西西西 月ざ 輝き 験が斗と雅が子こ花か 亮希音己音聖音 勝 冠 冠 (バスケット) 部 (なぎなた) (なぎなた) (バレーボー (バレーボー バ ゚゙サ 者 力 校校校校校 文化活動優良 生がゆ 成点理の采む ひっつ 子校男子バーッズソフー子校男子バレー ちひ 花はし ひ ひ 菜は綾の陽が佳は賢が能が雅ま申し娘は蓮れ 〕校 ラングバ 技術部 ・ボールクラ ハレーボール フトテニス如 レーボール部 (西原 (坂田 年楽 高校) (高校) (高校) 校 部 部部 校校

たくさんの個人団体のみなさんが各学校、県内県外で活躍しました。受賞された方々へ、心からお祝い申し上げます。おめでとうございます。

たい ら こういち ご や ひでのぶ

故平良幸市氏、呉屋秀信氏に、西原町名誉町民章を贈呈

昨年12月に開催された第8回西原町議会定例会で、西原町名誉町民に下記の2名が同意され たことを受け、2月7日に「西原町名誉町民顕彰式典・祝賀会」がエリスリーナ西原ヒルズガー デンで開催され、故平良幸市氏と呉屋秀信氏に西原町名誉町民章が贈られました。

西原町名誉町民の称号は、西原町の政治、経済、産業、教育及び文化その他広く社会福祉の 向上に卓絶した功績があった方をたたえ、町民敬愛の対象として顕彰することを目的に制定さ

式典・祝賀会には関係者など約300名が参加。2氏の受章を祝いました。受章者を代表して 呉屋秀信氏が「町の出身として、足跡が残るような仕事をしたいと日ごろから思い続けてきた。 (受章は) みなさまのたゆまぬご支援があるからこそです」と感謝の言葉を述べました。



西原町名誉町民章が贈られた 故平良幸市氏の長男平良徹夫氏(前列 左) と、呉屋秀信氏(前列右)



氏名故平良幸市 生年月日 明治42年7月23日

~昭和57年3月5日(享年73歳) 籍 西原町字我謝

明治42年、西原村字我謝生まれ。 父親の農業を手伝いながら勉学に励み、 25日~昭和53年11月25日)。 県立一中を卒業し、師範学校へ進学。 昭和3年に尋常高等小学校教職につく。 で、観光客は半減し産業界の厳しい状 昭和19年に国民学校の教頭に昇任し、 沖縄戦の終戦を迎える。

沖縄の教育の振興に力を尽くす。

昭和22年、西原村長に就任(昭和22 13代)。沖縄民政議員(村長兼務)、沖 縄群島議員、琉球政府立法院議員、沖 沖縄県議会議員となる。

昭和47年7月に沖縄県議会議長とな

る。昭和51年6月25日、町在住者とし て初の沖縄県知事就任(昭和51年6月

県知事として就任のころ海洋博直後 況の中、「産業まつり」を初めて開催し、 産業の育成強化、観光事業の振興に力 戦後の昭和21年に沖縄民政府文教 を注いだ。また、昭和53年7月30日に 局庶務課に勤務し、戦争で荒れ果てた 本土と同じように車道の左側通行とい う交诵方法の変更を行った。

町はもとより沖縄の社会、経済、産 年4月30日~昭和25年9月18日。12、 業、文化、福祉等の諸問題解決に全身 全霊を捧げ、県民生活の向上、地方自 治の振興発展に著しい功績があり、郷 縄復帰に伴う特別措置法の規定により 土のほこりとして今なお敬愛の対象と なっている。



氏名呉屋秀信 生年月日 昭和3年4月10日 (年齢85歳) 籍 西原町字我謝

昭和3年4月10日生まれ。西原村字 我謝出身。呉屋賀美氏、ツルさんの長男。 戦時下の混乱期において、住民収容所 へ連行されるが、戦後西原村我謝区に居 住許可が下り帰郷。戦没者が我謝集落だ けで住民の55%にあたる約600名に及ぶ 戦後の灰燼からの復興は田畑の復旧が喫 緊の課題であったところ、農機具を作る ことを決意。地域に役立ち人々の要求に 応えるために鍛冶屋を起業。

従業員3名の鍛冶屋が、19歳のときに は従業員21人の鉄工所へ成長。(1947年 金秀グループ創業)

当時、これからは電気が必要になると 考え工場内に発電機を備え、我謝地区を

はじめ近隣地区へ送電。 1968年に金秀西原工場の完成。(故郷 に加え、地元から多くの臨時労務を採用 した。)沖縄軽金属の誕生とともに、西原 町掛保久に工場用地を取得し、操業を開 始。1983年には金秀鋼材の西原移転。 1987年にかねひで都パレスの開業。 1997年には創業50周年紀念行事として 西原町総合運動公園に記念植樹を実施。

氏は、名実ともに沖縄県経済界の中心 となり、町はもとより沖縄県の経済の発 展、振興に尽力された。

我謝地区で3名の鍛冶屋から、誠実・ 努力・奉仕を常に心がけ、5.000名余の従 業員を抱える大企業のトップになった際 も、グループ創業60周年史の表題「運玉 森の麓から」と命名し、西原への愛着心 を大事にしている。

住民票の 異動(変更)届について

4月は転勤および就職、入学等により 住所を移す方が多くなります。住民票の 異動の届出を忘れずに行いましょう!

《異動届は14日以内に》

正当な理由がないのに届出をしなかった(遅れた)場合は、簡易裁判所へ通知をし て、5万円以下の過料の対象になることがあります。届出は期間内に行ってください。

転入届・転居届・世帯変更届は、それぞれ異動した日(新しい住所に住み始めた 日)から14日以内に市町村(西原町では総務部町民生活課)に届け出なければなり ません。転出届は、転出する日までに届出をしてください。異動届を別世帯の方が 届け出る場合は、本人からの委任状が必要です。

届出の際には、届出人の本人確認を行いますので顔写真付き住民基本台帳カード・ 運転免許証・旅券 (パスポート)・在留カード (外国人登録証)・健康保険証等をお 持ちください。

	例	届出の際に必要なもの
転入届 (町内へ引越しを したとき)	○○市 → 西原町へ	◎転出証明書 (前住所地で発行された証明書)◎届出人の本人確認ができるもの (運転免許証・健康保険証等)◎別世帯の方が届出する際は委任状 ◎印鑑 (届出人が本人の場合は不要)
転出届 (町外へ引越しを するとき)	西原町 → ○○市へ	◎届出人の本人確認ができるもの (運転免許証・健康保険証等)◎別世帯の方が届出する際は委任状 ◎印鑑 (届出人が本人の場合は不要)
転居届 (町内で引越しを したとき)	西原町字上原○○番地 ↓ 西原町字幸地○○番地	◎届出人の本人確認ができるもの (運転免許証・健康保険証等)◎別世帯の方が届出する際は委任状◎世帯の一部の方が転居する場合は、本人からの委任状 ◎印鑑(届出人が本人の場合は不要)

- ※ 一時的な就学(大学等)・就労の場合であっても、1年以上別の場所に住む場合は、住民票の異動届が必要です。
- ※ 世帯が異なる人(例:県外に住む両親等)が転入届出後、住民票を請求する場合も、本人からの委任状が必要となります。

※ ご不明な点がございましたら、総務部町民生活課までお問い合わせください。

総務部町民生活課 お問い合わせ **T945-5012**

3 広報にしはら No.505 H26.3.1 No.505 H26.3.1 広報にしはら 2